

## 障害者自立支援法案に対する修正案提案理由説明

私は、ただいま議題となりました障害者自立支援法案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、提案理由を説明いたします。

修正案はお手元に配布したとおりです。

以下、その提案理由及び内容をご説明申し上げます。

第一に、この法律の目的に、この法律が障害者基本法の基本的理念にのっとり、この法律が障害者基本法の基本的理念にのっとり、この法律が障害者基本法の基本的理念にのりつつたものであることを明記することとしております。

障害者基本法は、障害者の自立と社会参加の支援等を定めるすべての法律の基本となるものであり、その第三条には、基本的理念として、障害者の個人としての尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障害者は社会経済文化活動への参加の機会が与えられること、何人も障害を理由として差別す

ること等の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが規定されています。これらの基本的理念は、いずれもこの法案を貫くものであるとともに、法案及びその政省令の立案・施行に当たり常に念頭に置いておくべき重要な事項であることから、法案の目的規定にその旨を明記することとしております。

第二に、自立支援医療の施行期日を、平成十七年十月一日から平成十八年一月一日に改めるものであります。

自立支援医療は、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した障害に係る公費負担医療制度として重要な役割を果たすものであり、その施行に当たっては、対象となる障害者等に十分な周知が図られることが必要であります。自立支援医療は、平成十七年十月一日からの施行としておりますが、現在の審議状況を踏まえると、法案が成立しても周知のための時間的余裕が十分でない状況であることから、その施行をこの法案に基づく障害福祉サービスの実施と同時期の平成十八年一月一日とすることとしております。

第三に、この法律の施行後三年を目途とした検討について、障害者等の範囲が検討の対象となることを明記することとしております。

この法案は、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みを構築する画期的なものです。が、今後、さらに、難病や発達障害を含め支援を必要とするすべての障害者が障害福祉サービスを適切に利用することが出来る普遍的な仕組みとすることについて、真剣に検討していかねばなりません。このため、施行後三年を目途として、施行状況等を勘案してこの法律の規定について検討を加える旨の規定を修正し、障害者等の範囲に係る規定についても検討対象となることを明確にするものがあります。

第四に、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方についての検討規定を追加することとしております。

障害者の所得の確保については、この法案でも障害福祉サービスとして新た

に就労関係の事業を創設するなど施策の強化が図られているところでありますが、障害者等が地域において自立した生活を送ることができるようにするためには重要な課題であることから、今後の施策の実施状況、障害者の経済的な状況等を踏まえ、就労支援を含めた様々な所得の確保に係る施策の在り方について、検討を行う旨の規定を追加することとしたものです。

以上であります。

何とぞ、委員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。